

「仙台まもらいだー・インターネット巡視事業」業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

仙台市教育委員会

1 適用

本要領は、「仙台まもらいだー・インターネット巡視事業」業務受託候補者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 募集内容

(1) 業務委託件名

仙台まもらいだー・インターネット巡視事業

(2) 業務目的

児童生徒が、SNSやインターネット掲示板での誹謗中傷や不正な個人情報の掲載のトラブル、危険な犯罪被害に巻き込まれないようにするために、SNSやインターネット掲示板等を定期的に閲覧するインターネット巡視(以下「ネットパトロール」という。)を行う。

(3) 業務概要

仙台市立学校に関わる定期的なネットパトロールを行うとともに、問題のある書き込みの削除支援、啓発活動やネットトラブル相談対応等を行う。

(4) 業務内容(詳細は別紙「仙台まもらいだー・インターネット巡視事業 業務仕様書」を参照)

- ① ネットパトロール
- ② 問題のある書き込みの削除支援
- ③ 啓発活動やネットトラブル相談対応

(5) 業務履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(6) 実施方法

公募型プロポーザル方式

(7) 業務委託予定金額

令和7年4月1日～令和8年3月31日… 金3,270,000円

令和8年4月1日～令和9年3月31日… 金3,270,000円

令和9年4月1日～令和10年3月31日… 金3,270,000円

計 9,810,000円 (消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

3 参加資格要件

当該業務を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 仙台市契約規則(昭和39年仙台市規則第47号)第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であって、有資格業者に対する指名停止要項(昭和60年10月29日市長決裁)第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

仙台市一般競争入札参加資格者名簿に登録していない者にあつては、次の①から③の要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

- ② 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 10 月 31 日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- ③ 仙台市税の滞納がないこと。
- (2) 本件と同種の業務を実施した業績を有しており、経験が3年以上の者であること。
- (3) 受託者は、個人情報の管理を適切に行うことができるよう、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC27001」の認証を取得していること。なお、取得していない場合は、令和7年3月31日(月)までに仙台市個人情報セキュリティ研修を受講すること。
- (4) 企業連合にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
 - ① 全ての構成員が、上記(1)から(4)に掲げる要件を満たしていること。
 - ② 構成員が本案件における他の企業連合の構成員として、又は単独により本公募型プロポーザル方式に参加していないこと。
 - ③ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
 - ④ 参加表明書の提出時より前に、企業連合を成立させていること。
 - ⑤ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
 - ⑥ 参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更がないこと。

4 プロポーザル参加申込書類等の提出

本プロポーザルへの参加を申込み業者は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年9月9日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式1)
 - ② 質問書(様式2) ※質問がある場合のみ。
 - ③ 委任状(企業連合用)(様式3) ※ 企業連合のみ
 - ④ 企業連合協定書(様式4) ※ 企業連合のみ
 - ⑤ 企業連合届出書(様式5) ※ 企業連合のみ
- (3) 提出及び提出方法
 - ① 提出場所
仙台市教育局学校教育部教育相談課
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 仙台市役所上杉分庁舎13階
 - ② 提出方法
電子メール又はFAX、企業連合の場合は郵送による。その際、必ず電話で着信の確認をすること。
TEL022-214-8878 Fax022-264-4437 kyo019220@city.sendai.jp (教育相談課代表)
- (4) 留意事項
 - ① 電話及び口頭による質問は受け付けない。
 - ② 質問に対する回答は、プロポーザルに申し込んだ全ての者に対して、令和6年9月13日(金)午後5時までに行うこと。
 - ③ 企業連合においては、(1)の「参加表明書(様式1)」を代表構成員が提出し、参加表明書に、

企業連合の名称及びその代表構成員であることを明記すること。

- ④ 上記(3)の「委任状(様式3)」、「企業連合協定書(様式4)」、「企業連合届出書(様式5)」は、3者までの企業連合に対応した様式であるため、4者以上で構成する企業連合の場合は、別紙様式にならって書類を作成し、提出すること。また、「企業連合協定書(様式4)」は、各構成員が保有するもののほか本市への提出用として1部を作成し提出すること。(原則としてA3二つ折りで作成すること。A4複数枚をとじて作成する場合は、袋とじの上、表裏のとじ目に各社代表者の代表者印を契印すること)

5 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加の表明をした業者は、別紙仕様書を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年10月9日(水)午後5時(必着)

(2) 提出書類

次の①から②の書類(A4※A3版による折込可)をセットにして、8部提出すること。なお、提出書類は返却しない。

① 企画提案書(様式は任意)

別紙仕様書を踏まえ、具体的かつ簡潔に記載すること。なお、業務の実施にあたり、実績ほか独自の提案があれば必ず記載すること。ページ数は全体で20ページ以内とし、フォントは10.5pt以上を基準とする。

ア 提案の基本的な考え方

本業務の実施に関する基本的な考え方について記載

イ 業務実施体制

責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制、実施場所、使用する設備等を記載

ウ ネットパトロール

定期監視やリスクレベルに応じた常時監視、緊急監視の方法について記載

エ 問題のある書き込みの削除支援

不適切で問題のある書き込み等が発見された場合の対応について記載

オ 啓発活動やネットトラブル相談対応

- ・児童生徒や保護者への啓発内容や啓発方法について記載
- ・学校からの相談対応の具体について記載

カ 緊急事案及びトラブルへの対応

想定されるリスク及び緊急事態に対応するための体制等を記載

キ 報告

ネットパトロールの結果を集計した報告書の様式、内容等を記載

ク 業務スケジュール

事業の実施に向けた業務スケジュールについて記載

② 概算見積書(様式は任意)

別紙仕様書を踏まえ、委託料に係るすべての経費(契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)を記載

(3) 提出及び提出方法

① 提出場所

仙台市教育局学校教育相談課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 仙台市役所上杉分庁舎13階

② 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、受付時間を平日午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、電話連絡の上、簡易書留とする。

6 企画提案書の審査及び委託候補者の選定

(1) 企画提案書による書面審査及びプレゼンテーションによる審査により、委託候補者を決定する。

① 実施日時

令和6年10月16日(水) 午後2時から ※後日個別に連絡

② 実施場所

仙台市役所上杉分庁舎12階 教育局第1会議室

(〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号)

③ 審査基準及び審査方法

ア 審査基準

別表「企画提案に係る審査基準」のとおり

イ 審査方法

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書が提出された順番で実施する。

(イ) プロポーザル参加者ごとのプレゼンテーションの持ち時間は、一社当たり25分間程度(説明15分、質疑応答10分)とする。

(ウ) 出席者は3名までとし、オンライン(Zoomによる会議システム)参加も可とする。

(エ) 提案者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(オ) 上記審査基準に基づき、企画提案書等の内容について、選定委員会委員が評価を行い、各委員による評価点数の合計点数が最も高い者を最優秀提案者とし、選定会議において協議の上、委託候補者に選定する。なお、各委員による評価点数の合計点数が、委託者が求める水準に達しない場合には、選定の対象としない。

(カ) 同点数により最高得点者が複数生じた場合は、選定委員会において協議の上、委員長が最優秀提案者を決定する。

(キ) 参加者が一社のみであっても評価は実施し、各委員による評価点数の合計点数が、委託者が求める水準に達した場合は、当該参加者を最優秀提案者とする。

7 契約

採用業者とは、内容を別途協議の上、契約を締結する。契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

8 その他留意事項

- (1) 提出する案は、一社につき一案とする。
- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とする。
 - ① 所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) 本プロポーザルに要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (4) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届を提出すること(様式は任意)。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。委託業務終了後も同様とする。
- (6) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。

9 スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 表明受付・質問書受付期限 | 令和6年 9月 9日(月)午後5時 |
| (2) 質問の回答 | 令和6年 9月13日(金) |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和6年10月 9日(水)午後5時 |
| (4) プレゼンテーション審査・評価 | 令和6年10月16日(水)午後2時から |
| (5) 審査結果通知 | 令和6年10月18日(金)発送予定 |
| (6) 外部委託審査会 | 令和6年11月27日(水) |
| (7) 委託候補者決定 | 令和6年12月 |
| (8) 契約 | 令和7年 3月 |
| (9) 巡視事業実施 | 令和7年 4月 |